

保護者のみなさまへ

◆◆ 令和3年度就学援助制度のお知らせ ◆◆

宇城市教育委員会では、経済的な理由によって、就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、給食費、修学旅行費の一部経費、特定の疾病による医療費等の費用を援助する就学援助制度を設けています。
※詳しくは、「4 援助の内容」をご覧ください。

1 対象者

宇城市に住所があり、公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、下記の認定基準のいずれかに該当する者。なお、認定基準②アに該当する方は、原則として下記の参考額以下の世帯となります。

2 認定基準

認定基準	項目	
①	ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	イ	市町村民税の非課税
	ウ	天災などによる市町村民税、個人の事業税、固定資産税の減免
	エ	国民年金の掛金の減免
	オ	国民健康保険料の減免又は徴収猶予
	カ	児童扶養手当の受給
	キ	生活福祉資金貸付制度による貸付け
②	ア	認定基準①以外の事情の者で、失業・疾病等による所得の減少又はその他の経済的な理由により生活が困窮していると認められる者

※認定基準②アに該当する場合の参考額

世帯全員の令和元年（6月以降の申請については令和2年）の所得で算定します。

世帯人数	家族構成	世帯全員の前年所得合計額（給与収入目安）
2人	小学生、父または母	約165万円以下（約248万円以下）
3人	中学生、父、母	約239万円以下（約352万円以下）
4人	小学生、中学生、父、母	約287万円以下（約415万円以下）
5人	小学生2人、中学生、父、母	約330万円以下（約468万円以下）

- ・参考額は、家族構成、年齢、家賃等により変わります。
- ・世帯の中に市民税が未申告の方がいる場合、所得状況を把握出来ないため審査が出来ません。
- ・未申告の方は速やかに申告を行ってください。

3 申請方法

各学校に備え付けの「就学援助申請書」（宇城市のホームページからもダウンロードできます。）に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は、**令和3年4月30日(金)まで（期限厳守）在籍する学校に提出してください。**申請は随時受け付けていますが、年度途中による認定の場合は、申請月から3月31日までの就学援助費を支給します。

小・中学校それぞれに児童・生徒が在学している場合は、まとめて申請ができますので、申請書類を小学校に提出してください。審査後、認定通知書または不認定通知書を、学校を通して送付します。

認定基準①イまたは②アで申請される世帯で、令和2年1月2日以降に宇城市に転入した方がいる場合は、市町村民税関係情報の取得に係る同意書の添付が必要になりますので、宇城市教育委員会までお問い合わせください。

入学前支給を希望された世帯で、すでに認定を受けている世帯は、改めて申請する必要はありません。

【留意事項】

- (1) 認定基準に該当されなくなった（転出や児童扶養手当受給者でなくなった等）場合、支給された援助費を返還していただく場合があります。
- (2) 就学援助の認定期間は、認定月から3月31日までのため、毎年申請が必要です。
- (3)

《裏面へつづく》

【申請書の添付書類について】


宇城市では、就学援助事務を「個人番号を利用する事務」として定めていますので、申請される全ての世帯について、申請の際は以下を学校に提示してください。

(1) 申請者本人が申請書を持参する場合

申請者の個人番号が確認できる書類を持参し、学校職員に提示してください。

(2) 第三者（児童生徒等）が申請書等を持参する場合

申請書と、申請者の個人番号が確認できる書類の写しを封筒に入れ、封をして提出してください。

対象者	個人番号の確認書類
個人番号カードを持っている方	個人番号カード 
個人番号カードを持っていない方	個人番号付住民票 又は 通知カード※ <small>※令和2年5月25日に廃止されたため、個人番号確認書類としての使用に限られます。</small>



《令和2年5月25日以降も個人番号確認書類として使用できる通知カード》

- ・通知カードの記載事項に変更が生じていない（住所変更や改姓等がない）場合
 - ・令和2年5月25日までに住所変更や改姓等が生じているが、通知カードの変更手続きを取られている場合
- ※令和2年5月25日以降に住所変更や氏名変更等が生じた場合は使用できません。

4 援助の内容

【参考：令和2年度就学援助費支給額（年額）】

※給食費は、保護者が実際に負担される額を支給

費目	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費	2～6年 2,270円	2・3年 2,270円
新入学児童生徒学用品費 (第1学年の4月までの認定者のみ)	1年 51,060円	1年 60,000円
給食費	保護者実費額※	保護者実費額※
校外活動費（宿泊なし） (見学旅行の交通費・見学料のみ)	保護者実費 (限度額 1,600円)	保護者実費 (限度額 2,310円)
校外活動費（宿泊あり） (集団宿泊の交通費・見学料のみ)	保護者実費 (限度額 3,690円)	保護者実費 (限度額 6,210円)
修学旅行費 (交通費・宿泊費・見学料等)	保護者実費 (限度額 21,890円)	保護者実費 (限度額 60,910円)

5 援助費の支給について

(1) 学用品費、通学用品費、給食費は、3期（7月・12月・3月頃）に分けて支給します。

その他の費目の支給時期は、学校により異なります。また、支給日、支給方法は、学校により異なるため、各学校からお知らせします。

※なお、給食費及び校納金等に未納がある場合は、就学援助費から未納金をお支払いいただいた上での支給となります。

(2) 次の疾病の治療については、病院の窓口負担額が無料となる医療券が発行されます。

- ① トラコーマ及び結膜炎
- ② 白癬、疥癬及び膿痂疹
- ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- ⑤ 齲齒（虫歯）
- ⑥ 寄生虫病

《問い合わせ先》

各小・中学校事務室 または 宇城市教育委員会 教育総務課 電話：0964-32-1907